

店頭通貨バイナリーオプション取引説明書

店頭通貨バイナリーオプション取引を行うにあたっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解下さい。

店頭通貨バイナリーオプション取引は、金利や通貨の価格の変動により損失が生ずる事があります。店頭通貨バイナリーオプション取引は、多額の利益が得られる事もある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。従って、取引を開始する場合または継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行う事が肝要です。

目次

店頭通貨バイナリーオプション取引のリスク等重要事項について	2
店頭通貨バイナリーオプション取引のリスクについての説明	6
店頭通貨バイナリーオプション取引の概要と仕組みについて	9
店頭通貨バイナリーオプション取引の手続きについて	25
店頭通貨バイナリーオプション取引行為に関する禁止行為	27
弊社の概要について	30
店頭通貨バイナリーオプション取引に関する主要な用語	33
店頭通貨バイナリーオプション取引“オプトレ！”取引概要	38

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づき顧客に交付する書面で、同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第4号に規定する店頭バイナリーオプション取引について説明します。

※本取引説明書の内容を必ずご確認の上、万一記載内容に相違または疑義がある時は、遅滞なくサイバーエージェント FX お客様サービスセンターまで直接ご照会下さい。

店頭通貨バイナリーオプション取引のリスク等重要事項について

商号：株式会社 サイバーエージェント FX

登録番号：関東財務局長（金商）第 271 号 金融商品取引業者

連絡先：0120-724-277

加入協会：一般社団法人金融先物取引業協会 登録番号 1555 号

店頭通貨バイナリーオプション取引は、期限のある取引であり、オプションの買い手であるお客様が、取引時間内に購入したオプションを売却せず、権利行使時に予測が外れた場合には投資元本の全てを失う事となる取引です。従って、取引をされるにあたっては、約款及び本取引説明書を十分に読み、それらの内容並びに下記の事項を十分に理解し、かつ異議なく承諾して頂く必要がございます。

1. お客様が行う店頭通貨バイナリーオプション取引は、為替レートの変動によって、購入したオプションの価値やペイアウト金額（払い戻される額）が変動する為、利益を得られる事や元本が保証されたものではありません。最大でオプション購入合計金額の損失が発生します。
2. オプションについては、オプションを行使できる期間（権利行使期間）に制限があります。オプションの買い手は、取引可能期間内に売却しない時は、自動権利行使制度が適用される（判定時間に権利行使条件に達している）場合を除き、その権利が消滅して支払ったオプション購入金額の全額を失う事になります。
3. 取引に異常が生じた場合またはそのおそれがある場合、並びに弊社店頭外国為替証拠金取引である外貨 ex 口座（以下、「外貨 ex 口座」といいます。）からのレート配信に異常が生じた場合またはそのおそれがある場合に、取引の停止・中止等を行う場合があります。
4. 本取引では、オプションの購入受付期間中、弊社が定める販売停止条件等に抵触した場合、（例：各回号にて定期的に計算される払い出し合計額が、弊社の定める上限額を上回る可能性が高くなった場合）、受付停止となる事があります。

5. 取引システムまたは金融商品取引業者及び、お客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しない事により、注文の発注、執行、確認、売却等が行えない可能性があります。
6. 相場状況の急変時や重要な経済指標の発表に際し、当社のリスク管理の一環として、購入価格と売却価格のスプレッド幅を広げる場合があります。この時、お客さまの負担する取引コストは、通常時と比較して増加します。
7. 取引手数料は無料です。
8. お客様が注文執行後にその注文に係る契約を解除する事（クーリングオフ）はできません。購入したオプションは、取引期間中であれば売却する事はできますが、時価での売却となる為、損失となる場合もあります。
9. お客様全体の支払金額と受取金額の差額が、弊社の収益の源泉となります。
10. 弊社は、お客様からお預りした預託金については、株式会社三井住友銀行の顧客区分管理信託口及びみずほ信託銀行株式会社の顧客区分管理信託口にて、弊社の固有財産とは区分して管理しております。尚、預託金が信託口座へ入金されるまでの間は、かかる信託に基づく信託保全の保全対象とはなりません。その間も金融庁長官の指定する金融機関（ゆうちょ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、楽天銀行、ジャパンネット銀行、住信SBIネット銀行、及びセブン銀行）において、預託金である事がその名義により明らかな預金口座にて、弊社の固有財産とは区分して管理しております。
11. 弊社またはお客様の資金の預託先業務または財産の状況が悪化した場合は、預託金及び、その他お客様の資金の返還が困難になる事で、お客様が損失を被るおそれがあります。
12. 弊社はお客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、弊社は弊社の所定の金融機関、その他の業者等との間でカバー取引を行っております。
カバー取引先
イーフェックス キャピタル エルエルシー
(Effex Capital, LLC) リクイディティプロバイダー/監督官庁なし
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド

(Australia and New Zealand Banking Group Limited) 銀行業/オーストラリア健全性規制庁
カナダロイヤル銀行
(Royal Bank of Canada) 銀行業/日本金融庁
株式会社みずほコーポレート銀行
(Mizuho Corporate Bank, Ltd.) 銀行業/日本金融庁
株式会社三井住友銀行
(Sumitomo Mitsui Banking Corporation) 銀行業/日本金融庁
株式会社三菱東京 UFJ 銀行
(The Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ, Ltd.) 銀行業/日本金融庁
クレディ・アグリコル銀行 東京支店
(Credit Agricole Corporate & Investment Bank Tokyo Branch) 銀行業/日本金融庁
クレディスイス銀行 ロンドン支店
(Credit Suisse Bank AG , London Branch) 銀行業/プルーデンス規制機構及び金融行為監督機構
コメルツ銀行
(Commerzbank AG) 銀行業/ドイツ連邦金融監督局
ゴールドマン・サックス証券株式会社
(Goldman Sachs Japan Co.,Ltd.) 金融商品取引業/日本金融庁
JP モルガン・チェース銀行
(JPMorgan Chase Bank, N.A) 銀行業/米国通貨監督庁及び米国連邦準備制度理事会
シティバンク、エヌ・エイ
(Citibank, N. A.) 銀行業/米国通貨監督庁及び米国連邦準備制度理事会
スタンダードチャータード銀行
(Standard Chartered Bank) 銀行業/プルーデンス規制機構及び金融行為監督機構
ステート・ストリート銀行
(State Street Bank and Trust Company) 銀行業/ボストン連邦準備銀行
ソシエテ・ジェネラル
(Societe Generale) 銀行業/フランス金融市場庁
大和証券キャピタル・マーケット株式会社
(Daiwa Securities Capital Markets Co. Ltd.) 証券業/日本金融庁
ドイツ銀行
(Deutsche Bank AG) 銀行業/ドイツ連邦金融監督局

ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー
(Nomura International plc) 証券業/プルーデンス規制機構及び金融行為監督機構
バークレイズ銀行
(Barclays Bank PLC) 銀行業/プルーデンス規制機構及び金融行為監督機構
BNP パリバ
(BNP Paribas) 銀行業/フランス金融市場庁
バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ
(Bank of America, N.A.) 銀行業/米国通貨監督庁及び米国連邦準備制度理事会
香港上海銀行
(The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited) 銀行業/香港金融管理局
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・リミティッド・ライアビリティ・カンパニー
(Morgan Stanley & Co. LLC) 金融商品取引業/米国証券取引委員会、米国商品先物取引委員会及び米国連邦準備制度理事会
UBS銀行
(UBS AG) 銀行業/スイス連邦銀行委員会
ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー
(The Royal Bank of Scotland plc) 銀行業/プルーデンス規制機構及び金融行為監督機構

13. 弊社、カバー取引相手方またはお客様の資金の預託先の業務または財産の状況が悪化した場合は、証拠金その他のお客様の資金の返還が困難になる事で、お客様が損失を被るおそれがあります。

店頭通貨バイナリーオプション取引のリスクについての説明

店頭通貨バイナリーオプション取引には様々なリスクが存在します。下記の内容をお読みになり、店頭通貨バイナリーオプション取引の特徴、仕組み及びリスクについて十分に理解し、これらに異議なく承諾した上で、お客様の判断と責任において口座開設手続きを行って下さい。

店頭通貨バイナリーオプション取引は全てのお客様に無条件に適しているものではありません。お客様の投資目的、経験、知識、財産の状況等、様々な観点からお客様ご自身がお取引を開始される事が適切であるかどうかについて十分にご検討して頂くようお願い致します。

① 店頭通貨バイナリーオプション取引の性質

株式会社サイバーエージェント FX（以下「弊社」といいます。）が提供する店頭通貨バイナリーオプション取引は店頭通貨デリバティブ取引です。従って、店頭通貨バイナリーオプション取引は相対取引（弊社がお客様の相手方となって行う取引）によって行われます。弊社は、店頭通貨バイナリーオプション取引に関してお客様のカウンターパーティ（取引の相手方）として行動する事になり、弊社とお客様との間の取引は、証券取引や取引所先物取引とは異なる独自の規制に基づいて管理されます。その為、金融商品取引所や商品取引所といった規制市場における保護を受ける事はできません。従って、そのような性質から相対取引においては、契約の締結や取引の実行は、当事者同士の信頼に依存する部分が取引所取引と比べてより高くなります。また、店頭通貨バイナリーオプション取引は、合理的な投資判断を行う場合、オプション取引の理論的根拠等の専門知識が必要となります。また、保有する資産や負債の為替変動リスクの減殺を目的として利用する場合、取引期間が最長 2 時間と比較的短期間である事から、必ずしも投資した金額に見合ったリスク回避の効果が期待できるとは限りません。店頭通貨バイナリーオプション取引を開始される前に、そのような取引の性質と下記に記載するリスクについてのご理解をお願い致します。

②信用リスク

弊社がオプションの発行体となる為、弊社の信用状況（弊社の破たん、債務不履行等）によっては、オプションの条件達成にかかわらず、投資した金額の全部または一部が返済されずお客様が損失を被る可能性があります。

③原資産価格（為替レート）変動リスク

本サービスにおいて投資対象であるオプションの購入価格及び売却価格や判定価格は、オプションの原資産である為替レート変動の影響を受けます。外国為替市場では、24 時間常為替レートが変動しております。為替レートの変動は各国の経済、社会情勢等により急

激な変動となる事があり（土日・一部の休日を除きます。）、為替相場がおお客様の予測と一致しなかった場合には、お客様がオプションを購入する為に支払ったオプション購入金額の全額を失います。また、対象原資産である為替相場に直接投資するよりも、一般に損失の割合が大きくなります。また、原資産のレートについては、外貨 ex 口座で提供される Bid レートと Ask レートの中間値（MID レート）を基にして一定間隔のレートを提示しておりますが、レート更新の間隔が相違する為、同時間帯であってもレートの相違が生じる場合があります。

④オプションの価格変動リスク

本取引では、お客様がオプション購入後に当該取引を取り消す事（クーリングオフ）はできませんが、各回号の取引可能期間中であれば、お客様ご自身の判断により、購入したオプションの売却取引を行う事ができます。時間経過による原資産価格の変動等により、取引期間中、購入したオプションの価格も変動します。購入したオプションが値下がりした場合、権利行使前に売却取引を行ったとしても購入価格よりも下落した価格での売却となり、損失を被る可能性があります。売却取引によって被った損失についてはお客様が責任を負う事になります。

⑤流動性リスク

外国為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要国通貨の場合、通常高い流動性を示しています。しかし、主要国での祝日や、ニューヨーククローズ間際・週始のオープンにおけるお取引、普段から流動性の低い通貨でのお取引、あるいはマーケットの変動が激しい為に、弊社での原資産のレート提示が困難となった場合でのお取引においては、オプションの価格提示も困難となり、弊社の通常の営業時間帯であっても、注文を行う事が困難となる事があります。また、天災地変、戦争、政変、為替管理政策の変更、同盟罷業等の特殊な状況下で特定の通貨のお取引が困難、または不可能となった場合も同様にオプションの価格提示ができず、お取引が一定期間において不可能となるおそれもあります。

⑥オンライン取引に関するリスク

オンライン取引システムを利用したお取引は、電話でのお取引とは異なる独自のリスクが存在します。オンライン取引システムでのお取引の場合、注文の受付に人手を介さない為、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が成立しない、あるいは意図しない注文が成立するおそれがあります。

オンライン取引システムを利用する際に用いられる口座番号、パスワード等の情報が、窃盗、盗聴等により漏れた場合、その情報を第三者が悪用する事によりお客様に損失が発生するおそれがあります。

また、意図せざる弊社またはお客様の通信機器、通信回線、システム機器等の故障・障害

等により、一時的または一定期間に亘ってお客様の注文が成立せず、お取引において遅延及び停止のおそれや、お取引画面に表示される取引にかかわる時間表記が、実際の取引時間と相違し取引機会を逸失するおそれがあります。

⑦法規制リスク

法令等や弊社が加入する自主規制団体の規則等の変更は、お客様にとって、実質的に不利な影響を与える可能性があります。

以上は、店頭通貨バイナリーオプション取引に伴う典型的なリスクを簡潔に説明するものであり、お取引に生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。

このように、店頭通貨バイナリーオプション取引は、多額の利益が得られる事もある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。従って、取引を開始する場合、または継続して行う場合には、本取引説明書や約款だけに依拠せず、適宜、自己の弁護士、税理士等の専門家の助言を得る等しながら、取引の特徴、仕組みやリスクについて十分に研究し、お客様の投資目的、経験、知識、財産の状況等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の判断と責任において行う事が肝要です。

店頭通貨バイナリーオプション取引の概要と仕組みについて

弊社による店頭通貨バイナリーオプション取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守しています。

1. 店頭通貨バイナリーオプション取引とは

店頭通貨バイナリーオプション取引とは、一般的には、通貨について権利行使価格と判定価格が予め定めた一定の条件を満たした場合に、一定の金銭を受け取る事のできる権利を、相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払う事を約するオプション取引の事をいいます。

弊社の店頭通貨バイナリーオプション取引では、この「将来の一定期日（または期間）」の事を「判定時間（または権利行使期間）」と呼び、「特定の価格」の事を「権利行使価格」と呼びます。

弊社の店頭通貨バイナリーオプション取引「オプトレ！」とは、判定時間における原資産価格が、はしご（ラダー）状に6本設定されている権利行使価格のうち、お客様が選択された権利行使価格以上となる（コールオプション）か、下回る（プットオプション、権利行使価格と同価格は含みません。）かを予測するヨーロピアンタイプのバイナリーオプション取引（金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭通貨デリバティブ取引のうち同項第4号に規定する取引）です。各回号に定められた購入受付開始時間から購入受付終了時間までの間に、判定価格がお客様の選択された権利行使価格以上になると予測する場合はコールオプションを、権利行使価格未満になると予測する場合はプットオプションを、その時のオプションの価格により購入を行って頂き、オプション購入金額をお支払頂きます。その後、各回号の判定時刻時点で、判定価格が権利行使価格に達している（コールオプションにおいては判定価格が権利行使価格以上になるという事、プットオプションにおいては判定価格が権利行使価格未満になるという事。）場合にはペイアウト金額（1口あたり1,000円）を受け取る事ができます。しかし、各回号判定価格が権利行使価格に達していない場合（コールオプションについては、判定価格が権利行使価格未満となる事。プットオプションに関しては、判定価格が権利行使価格以上となる事。）はペイアウト金額を受け取る事はできず、支払ったオプション購入金額の全額を失います。

2. 口座開設について

弊社所定の方法にて、外国為替証拠金取引である外貨ex口座開設後、店頭通貨バイナリーオプション取引に関連した知識確認テストを受け、合格後に口座開設手続きを受付致します。尚、既に外貨ex口座をお持ちのお客様は店頭通貨バイナリーオプション取引に関連した知識確認テストを受けて頂くところから同様の口座開設手続きを行う事とします。

お問い合わせ等はサイバーエージェントFXお客様サービスセンターでお受け致します。

店頭通貨バイナリーオプション取引は、リスクが大きく、大きな損失を被るおそれがあります。弊社で店頭通貨バイナリーオプション取引口座を開設頂くに当たっては、原則として次の要件を満たして頂く事が必要となります。

①店頭通貨バイナリーオプション取引の特徴、仕組み及びリスク、並びに本取引の特徴、取引条件、仕組み及びリスク等について、約款及び本取引説明書を十分に理解し、かつ、これらに異議なく承諾して頂く事。

②弊社が定める基準を満たしている事。弊社の基準の主なものは以下のようになっております。

(個人のお客様の場合)

- ご自身の判断と責任により店頭通貨バイナリーオプション取引を行える事。
- 弊社から電子メールまたは電話で常時連絡を取る事ができる事。
- ご自身専用の電子メールアドレスをお持ちである事。
- 契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、預託金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供する事を、書面または電磁的方法によりご承諾頂ける事。
- 日本国内に居住する 20 才以上の行為能力を有する個人である事。
- 店頭通貨バイナリーオプション取引約款に定めるお客様の義務に違反していない事。
- マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用する為に店頭通貨バイナリーオプション取引を行わない事、または反社会的勢力（法令その他の事情を鑑み、弊社が反社会的勢力と認めたものを含む。以下同じ。）の一員でない事。
- お客様が弊社より払い戻す金銭の受取口座はお客様の店頭外国為替証拠金取引口座（外貨 ex 口座）となる事を同意頂ける事。
- 外国為替証拠金取引業者に勤務していない事。
- 店頭通貨バイナリーオプションの知識について弊社が定める水準を超えている事が確認できている事。
- 外国為替証拠金取引「外貨 ex」において当社が定める基準を満たしている事。
- その他デリバティブ取引に関する投資経験年数が 1 年以上あり、店頭通貨バイナリーオプション取引に関する知識、保有する金融資産額及び収入、投資目的、並びにお客様の申告する取引限度額または損失限度額等について弊社所定の基準を満たしている事。
- その他弊社が定める基準を満たしている事。

(法人のお客様の場合)

- 日本国内で本店若しくは支店が登記されている法人である事。
- 商業登記上の本店若しくは支店にて郵便物の受け取りが可能な事。

●取引及び取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」）を選任する事。また、取引担当者は、弊社が定める基準を満たしている事。尚、弊社所定の「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。

- ・取引担当者は1口座につき1名。
- ・取引担当者と法人代表者は同一でも可能。
- ・法人代表者に代わり弊社との取引について、責任及び権限がある事。
- ・日本国内に居住する20才以上の行為能力を有する個人である事。
- ・口座名義人である法人に籍がある事。
- 取引担当者の判断と責任により店頭通貨バイナリーオプション取引を行える事。
- 弊社からの電子メールまたは電話で常時連絡をとる事ができる事。
- 法人の電子メールアドレスをお持ちである事。
- 契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、預託金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供する事を、書面または電磁的方法によりご承諾頂ける事。
- 店頭通貨バイナリーオプション取引約款に定めるお客様の義務に違反していない事。
- マネーロンダリング等の公序に反する取引、その他不法または不正の疑いのある取引に利用する為に、店頭通貨バイナリーオプション取引を行わない事、または反社会的勢力（法令その他の事情を鑑み、弊社が反社会的勢力と認めたものを含む。以下同じ。）の一員でない事。
- お客様が弊社より払い戻す金銭の受取口座はお客様の店頭外国為替証拠金取引口座（外貨 ex 口座）となる事を同意頂ける事。
- 金融商品取引業者でない事。
- 外国為替証拠金取引「外貨 ex」において当社が定める基準を満たしている事。
- 取引担当者が店頭通貨バイナリーオプションの知識について弊社が定める水準を超えている事が確認でき、またその他デリバティブ取引に関する投資経験年数が1年以上ある事。
- その他弊社が定める基準を満たしている事。

注意事項

法人口座における取引は、原則、取引担当者の指示によるものとします。

1. 弊社からのメール、お電話等によるご連絡も取引担当者の方に差し上げます。
2. 取引担当者と連絡が取れない場合は、法人代表者にご連絡させていただきます。

3. 取引方法について

「オプトレ！」では、以下のチャネルでお取引可能です。

- ・パソコン
- ・携帯電話端末
- ・タブレット端末

※ いずれもインターネット経由での取引となります。

※ 電話によるお取引は一切受け付けられませんので、予めご了承下さい。

※ 動作推奨環境については弊社ホームページをご確認下さい。

4. 取引時間、取引期間及び回号

・取引時間

毎営業日 午前7時30分～翌日 午前5時30分（日本時間）

尚、米国夏時間、冬時間の区別はありません。

・取引期間

1回号あたりの取引期間は、取引開始時から判定時間までの2時間となります。新規購入が可能な時間は判定時間1分前までの1時間59分となり、購入後の売却取引も同じ1時間59分の間に取引可能です。

・回号

各回号は毎営業日午前7時30分から2時間毎に設定されますので、上記取引時間内において合計11回の権利行使価格の設定と判定時間があります。各回号の詳細な権利行使価格の決定時間と取引可能期間、判定時間については下記の表をご参照下さい。

回号	権利行使価格 決定時間	取引可能期間	判定時間
1	午前 7:30	午前 7:30 ～ 午前 9:29	午前 9:30
2	午前 9:30	午前 9:30 ～ 午前 11:29	午前 11:30
3	午前 11:30	午前 11:30 ～ 午後 1:29	午後 1:30
4	午後 1:30	午後 1:30 ～ 午後 3:29	午後 3:30
5	午後 3:30	午後 3:30 ～ 午後 5:29	午後 5:30
6	午後 5:30	午後 5:30 ～ 午後 7:29	午後 7:30
7	午後 7:30	午後 7:30 ～ 午後 9:29	午後 9:30
8	午後 9:30	午後 9:30 ～ 午後 11:29	午後 11:30
9	午後 11:30	午後 11:30 ～ 午前 1:29	午前 1:30
10	午前 1:30	午前 1:30 ～ 午前 3:29	午前 3:30
11	午前 3:30	午前 3:30 ～ 午前 5:29	午前 5:30

各回号において、取引可能期間中（取引開始から判定時間 1 分前まで）は、オプションの購入及び購入したオプションの売却を行えます。

※ 為替レート of 急変、市場の流動性が乏しい等の状況によっては、各回号の開始時刻、判定時間、オプションの購入が不可能となる時間を変更する場合や、回号自体を中止する場合があります、その場合には、事前に取引画面にてお知らせするものとします。

※ 弊社システムの機器等の瑕疵若しくは障害または補修等やむを得ない事由がある場合には、予告なくサービスの一部または全部の提供を一時停止する事がございます。

※ 尚、弊社は法律、政令、規則その他の法令の新設・改廃・経済情勢又は為替市場の状況等の変化に伴い取引時間を変更できるものとします。

5. 取引可能日

原則として、日本の金融機関営業日となりますが、外貨 ex 口座で為替レートが提示されている状態であれば、日本の金融機関休業日であっても年末年始・欧米のクリスマス期間等、弊社が予め指定する時間帯を除いて取引できます。

但し、年末年始・欧米のクリスマス期間等は、為替市場の出来高が激減し、流動性リスクが高くなる可能性があります。

6. 原資産となる通貨

「オプトレ！」で取扱うオプションの原資産とは通貨ペアの事です。「オプトレ！」で取扱う通貨ペアは USD/JPY (米ドル/円)、EUR/JPY (ユーロ/円)、EUR/USD (ユーロ/米ドル)、AUD/JPY (豪ドル/円)、GBP/JPY (英ポンド/円)、NZD/JPY (ニュージーランドドル/円)、GBP/USD (英ポンド/米ドル)、AUD/USD (豪ドル/米ドル) となります。

7. 原資産のレート

「オプトレ！」で提示される為替レートは、弊社、店頭外国為替証拠金取引の外貨 ex 口座で提供される Bid レートと Ask レートの中間値 (MID レート) を基にして一定間隔のレートを提示しており、レートの桁数は通貨ペア (USD/JPY (米ドル/円)、EUR/JPY (ユーロ/円)、AUD/JPY (豪ドル/円)、GBP/JPY (英ポンド/円)、NZD/JPY (ニュージーランドドル/円)) については小数第 3 位 (小数第 4 位以下切り捨て)、通貨ペア (EUR/USD (ユーロ/米ドル)、GBP/USD (英ポンド/米ドル)、AUD/USD (豪ドル/米ドル)) は小数第 5 位 (小数第 6 位以下切り捨て) まで表示します。

8. 取引数量と金額

【取引単位及び金額】

購入時 : 1口単位 (1口あたりの金額は【10円+スプレッド金額】～990円)
(※ 弊社注文受付時点で、価格が1,000円となった場合は注文不成立となります。)

ペイアウト金額 : 1口あたり 1,000円

コール : 判定価格 \geq 権利行使価格

プット : 判定価格 $<$ 権利行使価格

となった場合にペイアウトは支払われます。

尚、それ以外の場合、ペイアウトはありません。

売却取引時 : 購入時の取引数量毎 (1口あたり 10円～【1,000円-スプレッド金額】、10円単位)

※オプション購入時の取引数量については分割して売却する事はできません。必ず全口数の売却となりますのでご注意ください。

【購入可能口数・損失限度額】

1取引あたりの購入可能口数 300口 (最大で 297,000円、1通貨ペア、1回号あたり) となります。購入したオプションを売却したとしても、同回号の同通貨ペアにおいては購入可能口数が増加する事はありません。

※1取引あたりの購入可能口数については、平成25年12月7日メンテナンス明けより変更致します。

お客様の店頭通貨バイナリーオプション取引における年間での損失限度額については、ご登録状況に応じて選択可能です。

お客様のお取引の損失額が、上記損失限度金額に達した場合、お取引を停止させて頂く場合がございます。但し、損失限度額については、お客様自身で管理頂き、損失額を許容できなくなった場合にはご自身で取引を終了して頂くようお願い致します。

9. 呼び値の単位

オプション1口あたりでの最小の値幅(刻み値)は10円です。(例:100円であったコールオプションの価格が最少で上昇した時の価格は110円となります。)

10. 取引の種類及び方法

①購入

「オプトレ!」で取り扱う取引の種類は、バイナリーコールオプション及びバイナリープットオプションで、どちらも新規取引は購入取引のみです。権利行使価格については6つの価格(ラダー)を提示致します。オプション購入時には、対象となる回号の判定時間において、原資産価格が権利行使価格以上になると予測すればコールオプションを、権利行使価格未満になると予測すればプットオプションを選択して購入します。

②取引の取消

成立したオプション取引は、取引可能期間内、若しくは判定時間前であっても取り消す事（クーリングオフ）はできません。

但し、取引の健全性、システム障害発生等に照らし弊社が不相当と判断した場合は、取引成立後であっても、弊社はその取引を取り消す事があります。

③売却

注文の取り消しはできませんが、取引可能期間中には購入したオプションの売却が可能です。但し、売却を行った場合の受取代金は、相場状況等により投資した金額を下回り、損失を被る場合があります。

11. 取引手数料

「オプトレ！」の取引手数料は無料です。

12. 権利行使の方法

「オプトレ！」で取り扱うバイナリーオプションはヨーロピアンタイプ（判定時間のみに権利行使が可能なオプション）と呼ばれる方式を採っており、判定時間に自動的に権利行使がなされます。

13. 権利行使の判定

オプション購入後の判定時間において、お客様が購入されたオプションの判定価格が権利行使価格に達している（コールオプションにおいては判定価格が権利行使価格以上になるという事、プットオプションにおいては判定価格が権利行使価格未満になるという事。）と弊社が判定した場合には、お客様は購入した口数に応じたペイアウト金額を受け取る事ができますが、権利行使価格に達していないと弊社が判定した場合には、お客様は支払ったオプション購入金額の全額を失う事になります。権利行使の判定には、判定時間（権利行使を判定する時刻）における外貨 ex 口座で提供される Bid レートと Ask レートの中間値(MID レート)を基にし、取引システム上で自動的に判定処理を行います。

※ 権利行使の判定は、判定時間の「判定価格」でのみ行います。判定時間前に権利行使の条件を満たしていたとしても、判定時間に条件を満たしていない場合はペイアウトの対象にはなりませんので、ご注意ください。

※ 権利行使の判定に使用する「判定価格」は、判定時間の最新レートを採用します。

※ 判定時間を迎えた時に、予期せぬ事象により外貨 ex 口座からのレート配信が一定期間（判定時間前の 1 分間）止まっていた場合、弊社の判断で当回号を中止とし、強制払い戻し（購入代金と同額の返金）を実施する場合があります。

＜判定時間及び売却時の価格状況の例示＞

(参考例) 下記条件で(コール若しくはプットのどちらかを)1口購入したと考えます。

原資産：USD/JPY (米ドル/円)

権利行使価格：100.100 円

購入価格：コール=600 円、プット=450 円

※ 全て単位は円です。

a) 判定価格>権利行使価格であった場合 (判定価格=100.200 円)

	購入代金	ペイアウト	取引損益
コールの場合	600	1,000	400
プットの場合	450	0	-450

従って、コールを購入していた場合は 400 円の利益、プットを購入していた場合は 450 円の損失となります。

b) 判定価格=権利行使価格であった場合 (判定価格=100.100 円)

	購入代金	ペイアウト	取引損益
コールの場合	600	1,000	400
プットの場合	450	0	-450

従って、コールを購入していた場合は 400 円の利益、プットを購入していた場合は 450 円の損失となります。

c) 判定価格<権利行使価格であった場合 (判定価格=99.900 円)

	購入代金	ペイアウト	取引損益
コールの場合	600	0	-600
プットの場合	450	1,000	550

従って、コールを購入していた場合は 600 円の損失、プットを購入していた場合 550 円の利益となります。

d) 売却した場合（売却時の原資産価格＝100,000円）

売却価格：コール＝500円、プット＝400円

	購入代金	売却代金	取引損益
コールの場合	600	500	-100
プットの場合	450	400	-50

従って、コールを購入していた場合は100円の損失、プットを購入していた場合50円の損失となります。

※ 価格の状況はあくまでも例示であり、実際の価格とは異なります。

14. 権利行使価格の設定方法

権利行使価格については、取引開始時刻の直前の原資産価格を基準として、当該原資産の過去の価格変動を加味した上で、6つの権利行使価格を決定します。

15. 権利行使価格の追加設定

取引時間開始後に権利行使価格を追加する事はありません。

16. 購入価格の決定方法

コールオプション及びプットオプションの購入価格は各々、「取引終了までの期間」、「原資産価格」等のいくつかの要因を用いてブラック・ショールズ式を用いた結果得られた値に、スプレッドを考慮して算出します。従ってコールオプション及びプットオプションの取引価格の合計は、ペイアウト額とは一致致しません。また、オプション価格の更新については、「原資産価格（外貨exのMidレート）」や「取引終了までの期間」、「ボラティリティ（価格変動性）」を一定間隔で参照して（項目毎に参照のタイミングは相違します。）算出します。スプレッドの変更時にはその変更後のスプレッドを用いて、算出し直しオプション価格として提示致します。

下記の例によりご確認下さい。

・スプレッドを加味しない場合

ペイアウト金額 1,000円＝コールオプション価格 600円＋プットオプション価格 400円

・スプレッドが40円とした場合

ペイアウト金額 1,000円≠コールオプション価格 620円＋プットオプション価格 420円

となります。

※ あくまでも参考例ですので、実際のスプレッドとは異なります。

17. 売却価格の決定方法

取引期間中のオプションの売却価格は、購入価格と同様の計算方法で算出されますが（弊社の価格算出時に用いる各設定値は購入価格算出時と異なります。）、売却価格にもスプレッドがあり、また原資産の価格変動等により売却価格も変動しますので、売却価格が購入価格を下回る事があり、損失を被る場合があります。オプション売却価格の更新についても購入価格と同様の間隔で算出します。

- ・スプレッドを加味しない場合

売却代金 1,000 円 = コールオプション価格 600 円 + プットオプション価格 400 円

- ・スプレッドが 40 円とした場合

売却金額 1,000 円 ≠ コールオプション価格 580 円 + プットオプション価格 380 円

となります。

※ あくまでも参考例ですので、実際のスプレッドとは異なります。

18. 取引代金の授受

取引代金の授受の時期については下記の通りです。

① 購入時の代金

購入取引が成立した時点で、速やかに購入代金がおお客様の「オプトレ！」口座の預託金残高から差し引かれます。

② 売却時の代金

売却取引が成立した時点で、速やかに売却代金がおお客様の「オプトレ！」口座の預託金残高に入金反映されます。

③ ペイアウトの代金

判定時間となった時点で、条件を達成していれば弊社システム判定後、順次ペイアウト代金がおお客様の「オプトレ！」口座の預託金残高に入金反映されます。

19. ペイアウト

判定時間において、お客様が購入されたオプションが権利行使条件を満たしていると弊社が判定した場合、お客様は購入時に決められたペイアウト金額を受け取る事ができます。また、判定時間において、「権利行使価格」と「判定価格」が同一となった場合には、コールオプションについては、権利行使条件を満たしているとし、ペイアウト金額をお支払します（プットオプションについては、条件を満たしていない為ペイアウトはありません。）。尚、ペイアウト金額並びに「権利行使価格」と「判定価格」が同一となった場合のご返金は、権利行使を弊社システムにて判定後、順次、お客様の「オプトレ！」取引口座に入金されます。

20. 取引の相手方

「オプトレ！」は相対取引ですので、弊社がお客様から取引の注文を受けた場合、弊社が相手方となって取引を成立させます。

21. 注文の指示

お客様は弊社に「オプトレ！」取引の注文をする場合、次の事項の指示をするものとします。

- ・通貨ペア
- ・権利行使価格
- ・購入区分（選択した権利行使価格のプット、コールの別）
- ・オプション購入口数

※注文時に価格を指定（指値）する事は出来ません。購入、売却共に弊社の店頭通貨バイナリーオプションの注文方法は成行注文のみとなります。弊社の成行注文は注文価格を指定しない注文方法になります。成行注文は、お客様の端末と当社のサーバとの間の通信時間及び当社サーバでの注文受付後の約定処理時間により、お客様の発注時の画面表示価格と実際の約定価格との間に価格差（これを「スリッページ」といいます。）が発生する場合があります。「スリッページ」は、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。

22. 取引停止条件

弊社判断により、以下のいずれかに該当する場合には、取引を停止させて頂く場合がございます。

(1) 経済環境の急変等により、お客様の取引が一部のオプションに偏重し、弊社の自己資本に著しい影響を与えるような状況となった場合、当回事の新規の購入を停止する場合があります。その場合でも、取引期間中の売却は可能です。

(2) 天災地変、戦争、政変、為替管理政策の変更、同盟罷業、為替相場の異常な変動等の特殊な状況により、弊社からのレートの手提示が困難となった場合や、システム障害等予期せぬ事態により、取引の継続が困難であると弊社が判断した場合には、売却取引も含めた全ての取引停止及び状況に応じた強制払い戻しの手続き（購入金額の返金）を行う事があります。強制払い戻しが決定した場合であっても、決定の時点で既にオプションを売却されていた場合は、その売却が優先されますので、強制払い戻しの対象とはなりません。

(3) 「オプトレ！」取引により生じた損失が、お客様が設定された損失限度額を超過した場合には1年間取引を停止させて頂きます。

(4) 「オプトレ！」の1日の取引額が、2営業日連続して500万円（一日のお取引限度額）を超過した場合、弊社の判断により一か月間取引を停止させて頂きます。

23. 必要証拠金の有無

「オプトレ！」では、購入金額や売却金額、ペイアウト金額は購入時・判定時にそれぞれ資金の授受が完了する為、反対売買を行った際に清算が完了する外国為替証拠金取引と違い、証拠金は必要ありません。但し、完全に前払いとなっている為、預託金が口座にない場合にはオプションの購入ができません。

24. ロスカット規制

「オプトレ！」では、1取引あたりの最大損失額は購入金額に限定されている為、損失の拡大を限定する事を目的としたロスカットはありません。

25. 追加証拠金

「オプトレ！」は、1取引あたりのオプション購入金額は、購入時のお支払代金で全てお支払い頂く事となりますので、弊社がお客様に対して追加で金銭を請求する事はありません。従って、外国為替証拠金取引における追加証拠金はありません。

26. 資産の保全について（区分管理）

弊社では「信託保全」という仕組みを導入し、お客様からお預りしている口座の預託金については三井住友銀行及びみずほ信託銀行に預け、弊社の固有財産と区分して、信託財産として管理しております。

この信託保全によって、もし、弊社に万が一の事態が発生した場合、

(1) 三井住友銀行及びみずほ信託銀行から受益者代理人へ、直近の信託額算出時点での信託財産を返還致します。

(2) 受益者代理人を通して、お客様に実際の顧客区分管理必要額に応じて返還する事が可能となります。

但し、信託保全は、お取引の元本を保証するものではありません。

また、入金額については原則として営業日毎に信託保全金額として顧客区分管理必要額を弊社が算出し、顧客区分管理必要額算出日から2営業日後に当該信託保全金額を信託致します（三井住友銀行及びみずほ信託銀行は当該計算を行いません）。この時、外貨建資産については、弊社が指定する為替レートに基づき円評価した信託保全金額を信託しております。

その為、お客様よりお預りした時点から信託されるまで最大2営業日のタイムラグが生じますので、お預りした時点の資産とお客様に返還する信託保全金額は必ずしも一致しません。但し、この間も金融庁長官の指定する金融機関において、証拠金である事がその名義により明らかな預金口座にて、弊社の固有財産とは区分して管理しております。また、弊社の過誤、システム障害、急激な市場の変動等により、お客様からお預りしている資産が弊社から適切に信託されなかった場合、当該資産が保全されない場合があります。

弊社に万が一の事態が起こった場合、受益者代理人からお客様に対してその時点の信託保

全金額を上限としてお客様に帰属すべき顧客区分管理必要額（弊社がお客様に返還すべき証拠金等の額）により按分された額の金銭を分配して返還致しますが、返還の際、お客様の個人情報を受託者代理人及び信託先である三井住友銀行及びみずほ信託銀行に提供する事がございます。信託先である三井住友銀行及びみずほ信託銀行は、信託された資産の管理を行うのみであり、サイバーエージェント FX のお客様の資産の返還を保証するものではなく、お客様も三井住友銀行及びみずほ信託銀行に対して直接返還を請求する事はできません。

また、三井住友銀行及びみずほ信託銀行はサイバーエージェント FX の運営、及び受益者代理人の運営及び管理責任を一切負いません。

27. 預託金の入金

「オプトレ！」口座への入金の外貨 ex 口座から「オプトレ！」口座への口座振替を行う事により速やかに反映されます。

尚、入金操作は「オプトレ！」取引画面からもクイック入金が行えます。

外貨 ex 口座から振替を行った場合、外貨 ex 口座の証拠金の残高が減少しますので、外貨 ex 口座の取引状況に影響が出る場合がございます。詳しくは、外貨 ex 口座への入金方法と合わせて、外貨 ex 取引説明書または弊社ホームページをご確認下さい。

28. 預託金の出金

「オプトレ！」口座からの出金は「オプトレ！」口座から外貨 ex 口座への口座振替(出金)を行う事により外貨 ex 口座に即時反映されます。

尚、出金操作は「オプトレ！」取引画面からも行えます。

外貨 ex 口座への振替出金後、外貨 ex 口座から出金手続きを行って下さい。

外貨 ex 口座からの出金方法につきましては、外貨 ex 取引説明書または弊社ホームページをご確認下さい。

29. 口座番号・パスワードの管理

「オプトレ！」と外貨 ex 口座は同一の口座番号・パスワードとなります。

お取引画面にログインする際の口座番号及びパスワード（暗証番号）はお客様を特定する重要な情報となりますので、その管理には十分なお配慮をお願い致します。

お客様ご本人以外にパスワード等が漏洩し、第三者がお客様の名義で取引を行った場合等には、お客様に重大な影響や損害を及ぼすおそれがあります。

お客様はパスワードを指定する事ができますが、生年月日、電話番号、同一数字等の他人から推測されやすい番号をパスワードに指定する事は避けて下さい。

また、お取引画面でパスワードの変更が可能となっておりますので、適宜、ご変更頂き、パスワードが第三者に漏洩しないようご注意ください。

どちらかのサービスでパスワードを変更した場合は、自動でもう一方のサービスのパスワ

ードも変更されます。

30. アカウントロック

「オプトレ！」取引画面にログインする際に、「オプトレ！」口座番号（ログイン ID）、パスワードの操作を連続して複数回誤って入力されますと口座がロックされ、ログイン及びお取引ができなくなります（アカウントロック）。

※外貨 ex 口座とオプトレ！口座のログイン操作は連動している為、外貨 ex 口座にてアカウントロックとなった場合は、同時にオプトレ！口座もアカウントロックとなります。

アカウントロックの解除が必要な場合は、サイバーエージェント FX お客様サービスセンターまでご連絡下さい。解除にかかる弊社所定の方法をご案内致します。

31. 取引終了の事由

約款第 29 条 2 項に定める事由に該当する場合には、本口座は解約される事になります。

主な解約事由は以下の通りです。

- a. お客様が弊社に対し外国為替証拠金取引の外貨 ex 口座または MT4 口座、くりつく 365 口座、オプトレ！口座の解約の申し入れをした時。
- b. お客様が約款の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の解約を通告した時。
- c. 一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。
- d. お客様がマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用する為に店頭通貨バイナリーオプション取引を行っている、または反社会的勢力の一員であると弊社が合理的に判断した場合。
- e. 前各号の他、やむを得ない事由により、弊社が本口座を存置する事が不適切であると認めた場合。

32. お客様へのご連絡

取引状況や入出金の確認等、弊社が必要と判断した場合等には、弊社の所定の方法により（電子メールを含みます。）ご連絡致します。

33. お客様との通話の録音について

お客様との間のお取引の管理を正確に行う為に、お客様との通話については録音させていただきますので、予めご了承下さい。

34. 取引成立の報告

「オプトレ！」では約定したお取引について、原則として書面（契約締結時の書面、取引残高報告書、預託金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を含みます。）は交付致しません。

お取引の報告については、電磁的方法により、交付させていただきますので、ご了承下さい。

尚、書面による交付をご希望のお客様は別途、サイバーエージェント FX お客様サービスセンターまでお問合せ下さい。

35. 益金に係る税金

年間に決済した取引の取引損益を通算して利益となった場合は、純利益（為替利益－経費）が課税対象になります。よって取引中の金額や入出金した金額分ではございません。

また、年間の取引の結果生じた利益は、個人の場合、通常は雑所得（事業所得に該当するものは除きます。）として申告分離課税の対象となり、他の雑所得の金額と合算する事ができます。

最終的な雑所得等の合計額が年間で 20 万円を超えた場合には、（例えば年間の給与収入額が 2,000 万円以下の方等、通常は確定申告の必要がない方であっても）確定申告をしなくてはなりません。

平成 24 年 1 月 1 日以降に年間の取引の結果生じた利益は、雑所得として申告分離課税の対象へと変更になりますので、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、住民税が 5%となります。

尚、個人の場合、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日の 25 年間に亘り、復興特別所得税として所得税額に 2.1%を乗じた 0.315%の付加税が追加的に課税されます。

その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰り越す事ができます。

※雑所得とは、年金や恩給等の公的年金等、非営業用貸金の利子、著述家や作家以外の方が受ける原稿料や印税、講演料や放送謝金のように、他の 9 種類の所得（利子所得、配当所得、事業所得、不動産所得、給与所得、退職所得、譲渡所得、山林所得、一時所得）のいずれにもあたらない所得をいいます。

法人が行った店頭通貨バイナリーオプション取引で発生した益金は、法人税にかかわる所得の計算上、益金の額に算入されます。

弊社は、お客様に店頭通貨バイナリーオプション取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該弊社の所轄税務署長に提出します。

尚、詳細につきましては管轄の税務署へ照会するか、または国税庁タックスアンサー

（<http://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.htm>）へお問合せ下さいますようお願い申し上げます。

36. 行政への報告

弊社とお客様との間の店頭通貨バイナリーオプション取引は「外国為替及び外国貿易法」に規定される「資本取引」に該当すると解されます。従いまして、本来ならば財務省令で定められた額（1 億円に相当する額）を超えるお取引を行った場合は、お客様並びに弊社は日本銀行を経由して財務大臣に報告の義務がございます。

しかし、弊社では同法の規定に従い「資本取引の相手方となる者の報告を要しない届出」を行い、「届出者」としてお客様に代わって一括報告を行いますので、お客様個々の届出の必要はございません。但し、関係法令の変更等により、お客様に手続きをして頂くケースが生じるおそれがございますので、予めご留意願います。

37. システム障害が発生した場合

弊社の取引システムに障害が発生した場合には、市場の変動等を勘案の上、適切な処置をとらせて頂く場合がございます。詳細につきましては、お取引画面若しくは弊社 Web サイトからご案内致します。

38. システムの仕様等の変更

弊社はセキュリティ等の都合によりやむを得ない場合に、お客様に事前の通知無く、システムの仕様等を変更する場合がございます。

39. 本取引説明書の変更及び同意方法

本取引説明書は、法令等の新設・改廃、行政機関・自主規制機関の規制等の新設・改廃、または監督官庁の指示、その他必要が生じた時に改訂される事があります。

尚、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限するまたはお客様に新たな義務を課すものである時は、弊社は、原則として弊社の運営する Web サイトにおける情報通信の方法により、お客様から当該変更について同意を頂くものとします。

この場合、お客様は、原則として Web サイトにて当該変更にご同意頂いた場合に限り、本取引説明書の改訂後も本取引を継続できるものとします。

※本取引の開始及び継続には、初回ログイン時と改訂時に、原則としてパソコン版取引画面またはタブレット版取引画面、モバイル版取引画面から同意を行って頂く必要がございます。

尚、弊社は、かかる同意を頂いた後、お客様のご要望に応じ、書面にて新たな店頭通貨バイナリーオプション取引説明書を送付するものとします。

弊社とお客様との店頭通貨バイナリーオプション取引に関し、ご不明な点がございましたら、サイバーエージェント FX お客様サービスセンターまでご連絡下さい。

サイバーエージェント FX お客様サービスセンター

電話 : 0120-724-277

月曜～金曜 午前 9:00～午後 5:00(年末年始及び祝日を除く)

URL : <http://www.cyberagentfx.jp/call/>

受付は 365 日承っておりますが、ご回答は原則翌営業日までにご返信致します。

店頭通貨バイナリーオプション取引の手続きについて

お客様が弊社と店頭通貨バイナリーオプション取引を行う際の手続きの概要は、次の通りです。

(1) 口座開設並びに取引の開始

a. 知識確認テストの実施

「オプトレ！」サービスへの口座開設手続き時、お客様のオプションに関する知識を確認する為、テストを行って頂きます。このテストで一定基準を満たし、合格になった場合のみb以降の口座開設の手続きにお進み頂けます。一定の点数に満たなかった場合、当日中は口座開設のお手続きはできません。翌日以降再度テストを受けて頂きます。

b. 本取引説明書の交付を受ける

確認テスト合格後、弊社から約款、本取引説明書が交付されますので、店頭通貨バイナリーオプション取引の概要やリスク等について十分ご理解の上、ご自身の判断と責任において取引を行う旨が記載された弊社の定める様式による確認書をご覧ください。

c. 店頭通貨バイナリーオプション取引口座の設定

お客様の店頭通貨バイナリーオプションに関する取引経験や経験年数、取引に際しての最大損失額等の設定をご登録頂きます。

d. 預託金の差し入れ

取引の注文をする際には、事前に、弊社外貨 ex 口座からの振替にて、当該取引に必要な預託金を差し入れて頂きます。以上の手続きにより、オプションの新規購入が可能となります。

(2) 注文の指示

店頭通貨バイナリーオプション取引の注文をする時は、弊社の取扱時間内に、次の事項を正確に指示して下さい。尚、オプションの取引価格については指示できず成行のみとなり、弊社のシステムにお客様の注文が到達した際の価格がお取引の価格となります。

①新規購入時

a. 通貨ペア

b. 権利行使価格

c. 購入区分（権利行使価格のプット、コールの別）

d. オプション購入口数

②売却取引時

売却する注文の指定

※ 売却取引は数量の一部を指定する事はできません。1回の購入分全ての口数を売却する事となります。

(3) 預託金

店頭通貨バイナリーオプション取引の注文をする時は、事前に、弊社に所定の預託金を差し入れて頂きます。

(4) 注文をした取引の成立

注文をした店頭通貨バイナリーオプション取引が成立した時は、(6) に定めるところに従って成立した取引の内容等を電磁的方法によりご報告します。

(5) 手数料

弊社店頭通貨バイナリーオプション取引における手数料は無料となります。

(6) 取引成立の報告

お客様の「オプトレ！」取引に係る注文は、注文が成立次第、弊社は取引の内容等を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。尚、取引報告書の交付は「契約締結時交付書面等の電磁的方法による交付等に係る取引規則」に基づき電磁的方法により行います。

(7) 電磁的方法による書面の交付

弊社はお客様への書面の交付を取引画面において閲覧可能な PDF 等、電磁的方法による交付により、発行させて頂きます。

(8) その他

弊社からの通知書や報告書の記載内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違または疑義が生じた場合、遅滞なくその旨をサイバーエージェント FX お客様サービスセンターまで直接ご照会下さい。

店頭通貨バイナリーオプション取引の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは弊社にお尋ね下さい。

サイバーエージェント FX お客様サービスセンター

電話 : 0120-724-277

月曜～金曜 午前 9:00～午後 5:00(年末年始及び祝日を除く)

URL : <http://www.cyberagentfx.jp/call/>

受付は 365 日承っておりますが、ご回答は原則翌営業日までにご返信致します。

店頭通貨バイナリーオプション取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭通貨バイナリーオプション取引、または顧客の為に店頭通貨バイナリーオプション取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事（以下、「店頭通貨バイナリーオプション取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- a) 店頭通貨バイナリーオプション取引契約（顧客を相手方とし、または顧客の為に店頭通貨バイナリーオプション取引を行う事を内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結またはその勧誘に関して、顧客に対し虚偽の事を告げる行為

- b) 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのある事を告げて店頭通貨バイナリーオプション取引契約の締結を勧誘する行為

- c) 店頭通貨バイナリーオプション取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問または電話を掛けて、店頭通貨バイナリーオプション取引契約の締結の勧誘をする行為（但し、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の前日1年間に、2以上の店頭通貨バイナリーオプション取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭通貨バイナリーオプション取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクの回避の為の勧誘は禁止行為から除外されます。）

- d) 店頭通貨バイナリーオプション取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認する事をしないで勧誘をする行為

- e) 店頭通貨バイナリーオプション取引契約の締結につき、顧客が予め当該店頭通貨バイナリーオプション取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受ける事を希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為または勧誘を受けた顧客が当該店頭通貨バイナリーオプション取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為

- f) 店頭通貨バイナリーオプション取引契約の締結または解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話または訪問により勧誘する行為

- g) 店頭通貨バイナリーオプション取引について、顧客に損失が生ずる事になり、または予め定めた額の利益が生じない事となった場合には自己または第三者がその全部若しくは一部を補てんし、または補足する為、当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、または第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- h) 店頭通貨バイナリーオプション取引について、自己または第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、または顧客の利益に追加する為、当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、または第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- i) 店頭通貨バイナリーオプション取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、または顧客の利益に追加する為、当該顧客または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為
- j) 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭通貨バイナリーオプション取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解される為に必要な方法及び程度による説明をしない事
- k) 店頭通貨バイナリーオプション取引契約の締結またはその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l) 店頭通貨バイナリーオプション取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、または顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、またはこれを提供させる行為を含みます。）
- m) 店頭通貨バイナリーオプション取引契約の締結または解約に関し、偽計を用い、または暴行若しくは脅迫をする行為
- n) 店頭通貨バイナリーオプション取引契約に基づく店頭通貨バイナリーオプション取引行為をする事その他の当該店頭通貨バイナリーオプション取引契約に基づく債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させる行為
- o) 店頭通貨バイナリーオプション取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産または証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用する事その他不正の手段により取得する行為

p) 店頭通貨バイナリーオプション取引契約の締結を勧誘する目的がある事を顧客に予め明示しないで当該顧客を集めて当該店頭通貨バイナリーオプション取引契約の締結を勧誘する行為

q) 予め顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭通貨バイナリーオプション取引をする行為

r) 個人である金融商品取引業者または金融商品取引業者の役員（役員が法人である時は、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭通貨バイナリーオプション取引にかかる注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として店頭通貨バイナリーオプション取引をする行為

s) 店頭通貨バイナリーオプション取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組み合わせ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他の予め定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行する事を内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しない事（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）

t) 店頭通貨バイナリーオプション取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭通貨バイナリーオプション取引の売付または買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をする事

弊社の概要について

1 商号及び名称

株式会社サイバーエージェントFX

(金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 271 号)

2 設立年月日

平成 15 年 9 月 1 日

3 資本金

4 億 9 千万円

4 本店所在地

東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号

5 役員状況

役員名	氏名または名称
代表取締役社長	伊藤 雅仁
取締役	正木 美雪 鈴木 卓哉 多治川 友之 中村 隆之 谷田 智昭
監査役	吉井 伸吾

6 株式等の状況

氏名または名称	住所または所在地	保有株式数	出資額	割合
ヤフー (株)	東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号	16,200 株	810,000,000 円	100.00%
計 1 名				100.00%

7 加入している金融商品取引業協会

一般社団法人金融先物取引業協会 (登録番号 1555 号)

8 弊社が契約する特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話：0120-64-5005

所在地：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13

URL：http://www.finmac.or.jp/

9 特定第一種金融商品取引業務以外の苦情処理措置及び紛争解決措置

第二種金融商品取引業務に係る認定投資者保護団体である特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」

電話：0120-64-5005

所在地：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13

URL：http://www.finmac.or.jp/

10 沿革

年月	内容
平成 25 年 9 月	店頭通貨バイナリーオプション取引「オプトレ！」サービス開始
平成 25 年 7 月	東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタウン・タウンタワー20階に移転
平成 25 年 1 月	全株式を(株)サイバーエージェントからヤフー(株)へ譲渡
平成 24 年 2 月	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号 渋谷マークシティ ウエスト16階に移転
平成 23 年 12 月	店頭外国為替証拠金取引「MT4」サービス開始
平成 22 年 10 月	「くりっく365」コールセンター24時間受付開始
平成 22 年 4 月	店頭外国為替証拠金取引「C-NEX」サービス開始
平成 22 年 3 月	取引所外国為替証拠金取引「くりっく365」サービス開始
平成 22 年 2 月	「くりっく365」サービス開始に伴い第二種金融商品取引業登録
平成 21 年 6 月	「外貨ex」コールセンター24時間受付開始
平成 20 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号 渋谷マークシティ ウエスト20階に移転
平成 19 年 9 月	金融商品取引法施行に伴い第一種金融商品取引業者として登録 (登録番号：関東財務局長(金商)第271号)
平成 19 年 6 月	手数料無料化開始
平成 19 年 5 月	取引システムリニューアル
平成 18 年 10 月	株式会社サイバーエージェントFXに社名変更
平成 18 年 6 月	取引システム導入 自社によるカバー取引開始
平成 18 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂1-14-6に移転 金融商品取引業登録 関東財務局長(金先)第148号 株式情報配信事業を(株)フィナンシャル・プラスに、投資育成事業を(株)サイバーエージェント・インベストメントにそれぞれ営業譲渡を行う

平成 17 年 12 月	資本金 4 億 9 千万に増資
平成 17 年 6 月	信託保全サービス開始
平成 16 年 12 月	資本金 4 億 2 千万円に増資
平成 16 年 3 月	資本金 1 億 7 千万円に増資
平成 15 年 11 月	店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」サービス開始
平成 15 年 9 月	株式会社シーエー・キャピタルを資本金 1 億円で設立

11 行っている業務

- ・ 金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業
（インターネットを介した店頭による店頭外国為替証拠金取引業）
- ・ 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業
（インターネットを介した取引所における外国為替証拠金取引業）

12 苦情受付窓口

サイバーエージェント FX お客様サービスセンター

電話 : 0120-724-277

月曜～金曜 午前 9:00～午後 5:00(年末年始及び祝日を除く)

URL : <http://www.cyberagentfx.jp/call/>

受付は 365 日承っておりますが、ご回答は原則翌営業日までにご返信致します。

店頭通貨バイナリーオプション取引に関する主要な用語

※店頭通貨バイナリーオプション取引においてよく用いられる用語は以下のような意味を有します。但し、弊社との間の取引に関して、約款または本取引説明書において別途定義されている場合には、その定義された意味を有するものとします。また、他社との間の取引においても、異なる意味で以下の用語が用いられている可能性がありますので、お客様の責任にてご確認下さい。

アウトオブザマネー；アットザマネー；インザマネー

オプションの買い手が権利行使をすると損失が生じる状態をアウトオブザマネー、対象商品（原商品）の市場の現在価格とオプションの権利行使価格とが等しい状態をアットザマネー、買い手が権利行使をすると利益が生じる状態をインザマネーといいます。インザマネーは、コールオプションの場合は原商品の市場の現在価格が権利行使価格より高い時、プットオプションの場合は低い時がこれに当たります。

アスク (Ask)

プライスを提示する側の売り値の事。オファーと意味は同じです。提示された側はそのプライスを買う事になります。（⇔ビッド）」

アメリカンオプション

将来の一定期日までであれば、取引時間内のいつでも権利行使ができるオプション取引の事。（オプトレ！では、アメリカンオプションは取扱いません。）

オプション購入価格（オプションこうにゆうきんがく）

オプションの買い手がオプションの売り手にその対価（プレミアム）として支払う金銭をいいます。

金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

原資産（げんしさん）

先物やオプション取引のベースとなる金融商品や現物商品の事を指します。通常は、株式、債券等の個別金融商品から通貨、株価指数、作物、天気、気温等デリバティブ取引における基準となる商品等の事を総称して「原資産」といいます。「オプトレ！」は店頭通貨バイ

ナリーオプション取引ですので、原資産は各種通貨ペア（米ドル/円等）のレートのことを指します。

権利行使（けんりこうし）

オプションの買い手はその権利を実行し、プットオプションの場合は原商品の売付取引（売り手にとっては買付取引）を、コールオプションの場合は原商品の買付取引（売り手にとっては売付取引）を成立させる事をいいます。

権利行使価格（けんりこうしかかく）

オプションの買い手が権利行使をする時の原商品の価格としてオプションの取引時に決めたものをいいます。バイナリーオプションにおいては、この権利行使価格と判定時間の価格を比較してペイアウトになるか、権利消滅になるかの判定を行います。

権利行使期間（けんりこうしきかん）

オプションの買い手が権利行使をする事ができる期間をいいます。オプションの取引日から期日までの間いつでも権利行使が可能なアメリカンオプションと、オプションの期日に限り権利行使が可能なヨーロピアンオプションとがあります。オプションの買い手が同期間内に権利を実行しない場合は、自動権利行使制度の適用のない限り、権利消滅となります。

コールオプション

原商品を予め定めた価格（権利行使価格）で期日までに（ヨーロピアンオプションの場合は、期日に）買い付ける事のできる権利を買い手に与える契約をいいます。コール・オプションの売り手は原商品を売り付ける義務を負います。

裁判外紛争解決制度（さいばんがいふんそうかいけつせいど）

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者の為、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。

自動権利行使制度（じどうけんりこうしせいど）

権利行使期間内に権利行使の申し出のなかったインザマネーのオプションについて、買い手から権利放棄の意思表示のない限り、権利行使の申し出があったものとして取り扱う事をいいます。

スリッページ

注文時の表示価格と実際の約定価格の差のことを言います。弊社の店頭通貨バイナリーオプションの注文方法は成行注文のみとなります。弊社の成行注文は注文価格を指定しない注

文方法になります。成行注文は、お客様の端末と当社のサーバとの間の通信時間及び当社サーバでの注文受付後の約定処理時間により、お客様の発注時の画面表示価格と実際の約定価格との間に価格差（これを「スリッページ」といいます）が発生する場合があります。「スリッページ」は、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。

デジタルオプション

権利行使期日に一定の条件を満たした場合に、一定の金額を受渡するオプションの事で、バイナリーオプションともいう。デジタルオプションでは、購入者は、条件を満たした場合、一定のペイアウト金額を受け取る事ができ、条件を満たせなかった場合はそのオプションが無効となります。（オプション料の支払った分がゼロとなる）

デリバティブ取引（デリバティブとりひき）

その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。

特定投資家（とくていとうしか）

店頭外国為替証拠金取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出る事ができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出る事ができます。

売却取引（ばいきゃくとりひき）

購入したオプションを、取引可能期間内に売却する事。

バイナリーオプション

通貨について権利行使価格と判定価格が予め定めた一定の条件を満たした場合に、一定の金銭を受け取る事のできる権利を、相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払う事を約するオプション取引の事をいいます。

判定時間（はんていじかん）

ヨーロピアンタイプのオプションにおいて、権利行使価格と原資産の価格を比較する時間をいいます。（一般的には権利行使期日という）。また、この時間の価格を判定価格と言います。

ビッド (Bid)

プライスを提示する側の買い値の事。提示された側はそのプライスを売る事になります。
(⇔アスク) 」

プットオプション

原商品を予め定めた価格（権利行使価格）で期日までに（ヨーロピアンオプションの場合は、期日に）売り付ける事のできる権利を買い手に与える契約をいいます。プットオプションの売り手は原商品を買付ける義務を負います。

ブラック・ショールズ・モデル

フィッシャー・ブラックとマイロン・ショールズの両氏が考案したオプション価格の算出モデル。原資産の現在価格、オプションの権利行使価格、権利行使期日までの期間、権利行使日までの原資産のボラティリティ（価格変動率）、非危険資産利子率の5つの変数により、ヨーロピアンオプションの理論価格を算出する。

プレーンバニラオプション

単純なコールオプションやプットオプションの事。これに様々な条件を付したものが一般的にエキゾチックオプションと呼ばれます。弊社で取扱う店頭通貨バイナリーオプションは、エキゾチックオプションの一つです。

ヘッジ取引（ヘッジとりひき）

現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させる為に、当該資産・負債通りリスクが反対方向のポジションを先物市場や店頭市場で設定する取引をいいます。

ヨーロピアンオプション

将来の一定期日にしか権利行使ができないオプション取引の事。アメリカンオプションとの区別。「オプトレ！」ではヨーロピアンオプションのみを取扱います。

ラダーバイナリーオプション

対象となる原資産（「オプトレ！」においては通貨ペア）の価格が取引終了時点において「〇〇円（権利行使価格）以上」か「〇〇円より下落」となるかを予測してそれに対応するオプションを売買する取引の事をいいます。ひとつの原資産に対して、はしご(Ladder)状に基準となる値段が複数（「オプトレ！」では6本）設定されます。取引終了時点で、原資産の価格が選択したオプションの権利行使価格に達していれば定められたペイアウト金額での清算、達していなければ投資金額の全額を失います。

レンジバイナリーオプション

将来の一定期日あるいは一定期間内において、価格のレンジの上限・下限のどちらにも達しなかった場合にペイアウトの支払いを受取る事ができるオプションの事。ダブルノータッチオプションともいう。

ワンタッチオプション

取引終了までに設定条件に一度でも達するかどうかを予測する取引です。取引終了前に設定レベルに達した場合はペイアウト、達しなかった場合は投資した資金はゼロとなります。弊社のバイナリーオプションは、判定時刻の価格でのみ判定する為、一度でも条件を達成すればよいワンタッチオプションとは異なります。

店頭通貨バイナリーオプション取引 “オプトレ！” 取引概要

弊社の提供する店頭通貨バイナリーオプション取引「オプトレ！」の取引概要です。

「店頭通貨バイナリーオプション取引約款」「店頭通貨バイナリーオプション取引説明書」及び、以下の内容をよくお読み頂き、十分ご理解の上ご利用下さい。

取引の種類	店頭通貨バイナリーオプション取引 愛称：オプトレ！
-------	------------------------------

■ 手数料

取引手数料	無料
入金手数料	無料 (外貨 ex 口座からの振替のみとなっています)
出金手数料	無料 (外貨 ex 口座への振替のみとなっています)

■ 取引日 注文受付時間

取引期間 (時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引期間：2 時間 取引可能期間：1 時間 59 分 判定期間：1 分 ・ 取引時間 毎営業日 午前 7 時 30 分～翌午前 5 時 30 分 (日本時間) 通貨ペア毎に合計 11 回の権利行使価格の設定と判定時間があります。
コールセンター 受付時間	月曜～金曜午前 9:00～午後 5:00 (年末年始及び祝日を除く)

■ 入出金

入出金について	入金には外貨 ex 口座からの振替と、出金については外貨 ex 口座への振替となります。外貨 ex 口座から振替を行った場合、証拠金の残高が減少しますので、外貨 ex の取引状況に影響が出る場合がございます。詳しくは外貨 ex の取引説明書をご覧ください。
---------	--

購入代金の前払い	オプション購入に際し、オプトレ！口座に購入代金全額がなければ注文を受け付けする事はできません。取引開始前にオプトレ！口座への入金が必要となります。
受渡日	<p>成立後、受渡となりますので、注文当日が受渡日となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オプション購入時には口座から速やかに購入合計金額がオプトレ！口座より差し引かれます。 ・オプション売却時にはオプトレ！口座に速やかに売却代金が反映されます。 ・権利行使確定時にはオプトレ！口座に弊社システム判定後、順次、ペイアウト代金が反映されます。

■ 取扱商品詳細

通貨ペア	参照する為替レート
USD/JPY (米ドル/円)	<p>弊社店頭外国為替証拠金取引外貨 ex 口座のレート (MID : 仲値) を参照します。</p> <p>権利行使の判定に使用する桁数は通貨ペア (USD/JPY (米ドル/円)、EUR/JPY (ユーロ/円)、AUD/JPY (豪ドル/円)、GBP/JPY (英ポンド/円)、NZD/JPY (ニュージーランドドル/円)) については小数第 3 位 (小数第 4 位以下切り捨て)、通貨ペア (EUR/USD (ユーロ/米ドル)、GBP/USD (英ポンド/米ドル)、AUD/USD (豪ドル/米ドル)) は小数第 5 位 (小数第 6 位以下切り捨て) まで表示します。</p>
EUR/JPY (ユーロ/円)	
GBP/JPY (英ポンド/円)	
EUR/USD (ユーロ/米ドル)	
AUD/JPY (豪ドル/円)	
NZD/JPY (ニュージーランドドル/円)	
GBP/USD (英ポンド/米ドル)	
AUD/USD (豪ドル/米ドル)	

■ オプションの概要

取扱オプションの種類	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭通貨バイナリーコールオプション ・店頭通貨バイナリープットオプション
権利行使価格	取引開始時に 6 本の権利行使価格 (ラダー) を設定します。

<p>権利行使価格の設定方法</p>	<p>各回号の購入受付開始1分前の原資産価格、及びヒストリカルボラティリティを用いて、各権利行使価格が均一の幅となるよう設定します。</p> <p>例： 購入受付開始1分前の原資産価格 98.500、ヒストリカルボラティリティ 10% とした場合、</p> <p>権利行使価格①： 99.000 権利行使価格②： 98.800 権利行使価格③： 98.600 権利行使価格④： 98.400 権利行使価格⑤： 98.200 権利行使価格⑥： 98.000</p> <p>となります。</p>
<p>権利行使の型</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨーロピアンタイプ（権利行使期間にのみ権利行使可能） ・自動権利行使（判定時間になり、権利行使価格に到達していれば自動的に権利行使され、到達していなければ自動的に権利は消滅します。）
<p>購入価格の決定方法</p>	<p>コールオプション及びプットオプションの購入価格は各々、「取引終了までの期間」、「原資産価格」等のいくつかの要因を用いてブラック・ショールズ式を用いた結果得られた値に、スプレッドを考慮して算出します。従ってコールオプション及びプットオプションの取引価格の合計は、スプレッドを加味した価格が上乘せされる為ペイアウト額とは一致致しません。</p> <p>計算例： ペイアウト額 1,000 円 ≠ コールオプション価格 620 円 + プットオプション価格 420 円</p> <p>※スプレッドが 40 円の場合となり、実際のスプレッドとは異なります。</p> <p>また「取引終了までの期間」や「原資産価格」が変動する事により、取引価格もリアルタイムで変動します。その為、判定時間直前や原資産価格の急激な変動により、取引価格が急激に変動する場合があります。</p>

売却価格の決定方法	<p>購入価格の決定方法と同様の方法で算出されます。</p> <p>計算例：</p> <p> ペイアウト額 1,000 円 ≠ コールオプション価格 580 円 + プットオプション価格 380 円</p> <p>※スプレッドが 40 円の場合となり、実際のスプレッドとは異なります。</p>
権利行使の判定方法	<p>判定時間の原資産の価格と権利行使価格を比較します。</p> <p>①コールオプション：判定価格が権利行使価格以上の場合 プットオプション：判定価格が権利行使価格より低い場合 →1 口あたり 1,000 円のペイアウトが生じます。</p> <p>② 定時刻丁度に価格情報が得られない場合 →判定直前の価格を判定レートとします。</p> <p>※ 判定価格が得られない場合の直前の価格については、1 分程度前まで遡って参照します。1 分以上レートが提示されていない場合は、回号中止等の判断を行う場合があります。</p>
権利行使価格の追加	なし。

■ 取引について

取引方法	新規注文は購入のみです。売建（ショートポジション）の取り扱いはありません。（取引可能期間中は購入したオプションの売却は可能です。）
取引数量の上限	<p>① 購入可能口数 1 通貨ペア、1 回号毎に累積で 300 口まで取引可能。（買付した 300 口を売却したとしても、同一通貨ペア：同回号で再度 300 口を買付する事はできません。）</p> <p>② 損失限度額（年間） お客様の被った損失額が、損失限度額（お客様よりご申告頂いたバイナリーオプションへの投資可能額の範囲内で選択可能です。）を超えた場合、ご連絡させていただき、1 年間口座のご利用を停止させていただきます。</p> <p>③ 取引限度額（一日） 過度なお取引を防止する為、お客さまの一日に購入可能なオプションは 500 万円までとさせていただきます。</p>

取引単位等	<ul style="list-style-type: none"> ・購入時：1口単位（1口あたりの金額は10円+スプレッド～990円の間で変動） ※ 弊社注文受付時点で、価格が1,000円となった場合は注文不成立。 ・ペイアウト金額：1口あたり1,000円 ・売却時：購入時の取引数量毎（1口あたり10円～1,000円-スプレッド金額） ※オプション購入時の1回の取引数量については分割して売却する事はできません。全口数の売却となりますのでご注意ください。
呼び値の単位	オプション1口あたりでの最小の値幅(刻み値)は10円です。
取引停止条件	<ul style="list-style-type: none"> ① 経済環境の急変等により、お客様の取引が一部のオプションに偏重し、弊社の自己資本に著しい影響を与えるような状況となった場合、当回事の新規のお買付を停止する場合があります。その場合でも、取引期間中の売却は可能です。 ② システム障害等で、取引が継続できないと判断した場合は、マニュアルにて取引停止（売却含む）及び、状況に応じて、強制払戻し（購入金額の返金）を実行します。 ③ お取引による損失額が、ご申告頂いた損失限度額を超過した場合、1年間口座のご利用を停止させていただきます。 ④ 1日のオプション購入金額が取引限度額を2営業日連続して超過した場合、翌営業日から一か月間の取引を停止させていただきます。

■ 注文・ペイアウトの種類

購入	オプションの新規の購入。成行注文のみとなります。
売却	購入したオプションの売却。オプションの一部のみを売却する事はできず、成行注文のみとなります。
ペイアウト（権利行使）	判定時に、判定価格が権利行使価格に達していた場合（インザマネー）、1口あたり1,000円のペイアウトがあります。
権利消滅	判定時に、判定価格が権利行使価格に達していなかった場合（アウトオブザマネー）の事で、ペイアウトは一切ありません。

■ その他

必要証拠金	オプトレ！は保証金取引ではありません。
追加証拠金	オプトレ！では、購入時に代金を全額お支払い頂く為、追加での金銭（いわゆる追加保証金）の請求を行う事は有りません。

ロスカット規制	オプトレ！では、購入時の代金を超えて損失が生じる可能性は有りませんので、損失を限定する為のロスカットは有りません。
区分管理	店頭外国為替証拠金取引外貨 ex 口座と同様に区分管理を行っております。
口座開設	オプトレ！の口座開設を行うに当たっては、店頭外国為替証拠金取引外貨 ex 口座及び取引所為替証拠金取引くりっく 365 口座を事前に開設頂く必要があります。 ※既に外貨 ex の口座をお持ちの方はオプトレ！口座の手続きを行って下さい。
知識確認テスト	オプトレ！の取引を開始する前に、オプション及びバイナリーオプションに関する知識確認テストを受けて頂きます。知識確認テストにて一定の点数を取って頂いた方がのみが、お取引を開始する事ができます。

平成 25 年 11 月 30 日 改訂